

議題4

白井市国民健康保険税の見直しについて

令和6年2月15日（木）
白井市国民健康保険運営協議会資料



はじめに

「保険税の見直しについて」は、昨年度より当運営協議会において御審議いただき、保険税率や見直し時期などの「見直しの方針」については既に御意見を集約させていただいているところです。

しかしながら、この方針における保険税の見直し時期を令和7年度としたのは、令和4年度の決算状況が当初の想定より好転し、現行保険税率の場合でも令和8年度まで取り崩して運営することが可能と見込めるようになったことが大きな理由になります。当初は令和6年度には見直さなければ運営が厳しいとみられていた状況が、令和4年度の単年度の決算状況で大きく変わったことになります。

つきましては、保険税の見直しについては、安定した国保事業の運営のために大変重要な議題であり令和5年度の決算見込みの状況を踏まえた上で、最終的な結論をいただきたいと思いますのでご審議をお願いします。

1.これまでの会議結果

保険税の見直し方針①

◆ 保険税率について

⇒ 県が示す標準保険税率とする。算定方式は、白井市の
現行方式とする。（医療分3方式、後期高齢者支援金分及び介護保険分2方式）

保険税の算定方式を白井市の現行方式とする理由

（医療分3方式、後期高齢者支援金分及び介護保険分2方式）

- ・ 平均増加率から見た場合、県内統一方式に基づいて見直した場合と比較して被保険者の負担を軽減できること。
- ・ 低所得世帯を考慮した場合、県内統一方式に基づいて見直した場合は単身世帯を除き負担が大きくなる（増加率が高くなる）こと。
- ・ 県内で医療分、後期高齢者支援金分及び介護保険分2方式を採用している保険者は2市であること。また、他の市町村すべてが2方式に移行することは考えにくいこと。

保険税の見直し方針②

◆保険税の見直し時期

⇒ 財政調整基金の残高状況等を踏まえ、令和 7 年度から見直すこととしたい。また、以降、原則 3 年ごとに定期的に見直すこととしたい。

保険税の見直し時期を令和 7 年度からとする理由

- ・ 令和 4 年度現計予算（案）について、国民健康保険税の滞納繰越分や延滞金収入の増加が見込めることにより、財政調整基金を取り崩さず、逆に 7,000 万円程の積み立てが可能となったこと。
- ・ 財政調整基金残高の増加により、現行保険税率の場合でも令和 8 年度まで取り崩して運営することが可能と見込めること。
- ・ また、令和 7 年度から国民健康保険税を見直した場合、県内統一の算定方式、白井市の現行方式とも令和 9 年度まで取り崩して運営することが可能と見込めること。
- ・ 国民健康保険税の見直し時期を 1 年間延長することにより、国保加入世帯に対する周知期間が確保できること。

保険税の見直し期間を原則３年ごととする理由

- ・標準保険料率は、毎年度算定および公表されているため、毎年度見直すことが望ましいが、事務負担や国保加入世帯に対する周知を考慮した場合、難しいと思われる。（国民健康保険税の改正は議会の議決が必要）
- ・長期間税率を据え置いた場合、適正な税率との乖離が大きくなるおそれがあること。（国民健康保険税の過大または過少賦課が生じる可能性がある。）
- ・以上のことから、ある程度適正な賦課を維持することを考慮した場合、原則３年ごとに見直すことが適当と思われる。

2.令和5年度の決算見込みを踏まえた見直し方針 の再考察

◆令和5年度の決算見込みを踏まえた財政推計

- ・ 6 ページのとおり令和4年度と比較して、歳入については、国民健康保険税の収納額が減少しているものの、前年度からの繰越金等により財政調整基金に5,742万4,000円の積み立てをすることができ、実質収支額についても、9,801万1,000円のプラスの決算見込みとなりました。
- ・ 決算見込みを踏まえた財政推計では、財政調整基金残高の増加により現行保険税率の場合でも令和9年度まで切り崩して運営することが可能と見込めることになりました。（前回の推計では、令和8年度までとなっておりましたので、1年間延伸したことになります。）

〔現行税率による財政推計〕（医療分3方式、後期高齢者支援金分及び介護保険分2方式、徴収率92％）

歳入

（単位：円）

	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算見込額	令和6年度 見込額	令和7年度 見込額	令和8年度 見込額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額	令和12年度 見込額
1 款 国民健康保険税	1,363,106,355	1,420,601,558	1,281,646,000	1,261,267,829	1,241,213,670	1,221,478,373	1,202,056,867	1,182,944,162	1,164,135,350	1,145,625,598
2 款 国庫支出金	4,889,000	83,000	257,000	30,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
3 款 県支出金	4,072,354,300	4,071,785,693	4,283,549,000	4,256,985,000	4,140,119,000	4,135,553,000	4,130,986,000	4,129,551,000	4,132,676,000	4,132,671,000
4 款 繰入金	429,402,894	404,104,815	420,326,000	440,811,000	494,186,501	544,081,627	557,011,133	447,982,876	403,783,000	399,398,000
うち財政調整基金繰入金	30,699,000	0	0	0	69,208,501	124,984,627	143,395,133	39,465,876	0	0
5 款 繰越金	121,733,632	159,712,589	219,264,000	98,011,000	36,745,829	0	0	0	0	0
6 款 諸収入	19,378,934	49,661,119	34,594,000	25,084,000	19,000,000	18,000,000	17,000,000	16,000,000	15,000,000	14,000,000
合計	6,010,865,115	6,105,948,774	6,239,636,000	6,082,188,829	5,931,335,000	5,919,183,000	5,907,124,000	5,776,548,038	5,715,664,350	5,691,764,598

歳出

	令和3年度 決算額	令和4年度 決算額	令和5年度 決算見込額	令和6年度 当初予算(案)	令和7年度 見込額	令和8年度 見込額	令和9年度 見込額	令和10年度 見込額	令和11年度 見込額	令和12年度 見込額
1 款 総務費	101,213,466	103,963,965	103,684,000	115,555,000	110,551,000	111,518,000	112,439,000	113,434,000	114,382,000	115,404,000
2 款 保険給付費	3,996,896,523	4,011,828,067	4,209,279,000	4,178,032,000	4,072,554,000	4,067,993,000	4,063,431,000	4,062,001,000	4,065,131,000	4,065,131,000
3 款 国民健康事業費納付金	1,664,294,748	1,621,550,346	1,683,825,000	1,666,956,000	1,667,021,000	1,658,686,000	1,650,392,000	1,642,141,000	1,633,929,000	1,625,761,000
4 款 共同事業納付金	86	69	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5 款 保健事業費	52,647,901	55,998,259	68,572,000	72,647,000	70,452,000	70,444,000	70,530,000	70,524,000	70,611,000	70,608,000
6 款 基金積立金	0	71,323,000	57,424,000	0	0	0	0	0	0	0
7 款 諸支出金	36,099,802	22,020,399	18,840,000	12,252,000	10,756,000	10,541,000	10,331,000	10,124,000	9,921,000	9,723,000
8 款 予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	5,851,152,526	5,886,684,105	6,141,625,000	6,045,443,000	5,931,335,000	5,919,183,000	5,907,124,000	5,898,225,000	5,893,975,000	5,886,628,000

実質収支額	159,712,589	219,264,669	98,011,000	36,745,829	0	0	0	△ 121,676,962	△ 178,310,650	△ 194,863,402
年度末財政調整基金残高	248,307,137	319,630,137	377,054,137	377,054,137	307,845,636	182,861,009	39,465,876	0	0	0

増減 △ 30,699,000 71,323,000 57,424,000 0 0 △ 96,067,900 △ 171,681,000 △ 31,632,137 0 0

◎見直し方針の再考について（案）

- ・「税率について」はこれまでの方針のとおり、県が示す標準保険税率とする。算定方式は、白井市の現行方式とする。
(医療分 3 方式、後期高齢者支援金分及び介護保険分 2 方式)
- ・「見直しの時期」については、これまでの方針を再考し、財政調整基金の残高状況等を踏まえ、令和 8 年度以降に見直すこととする。また、見直し後は原則 3 年ごとに定期的に見直すこととする。